



<海に遊びに行く皆さんへのお願い>

あっ、アワビだ・・・と手を伸ばす前に思いとどまって！

～軽い気持ちでしたことが犯罪になってしまいます～

1 アワビ等の水産資源の違法採捕に伴う検挙状況

令和2年（1年間）の第三管区海上保安本部管内における

あわび、さざえ、はまぐり、いせえび

などの漁業資源の違法採捕で検挙された人は、**148**人です。

検挙された人数を県別に見ますと、

茨城県**17**人

千葉県**64**人

神奈川県**44**人

静岡県**23**人

となります。

各県で違法に採捕された主な漁業資源は以下のとおりです。

茨城県……はまぐり

千葉県……あさり、はまぐり、さざえ、あわび、いせえび

神奈川県……さざえ、あわび、いせえび

静岡県……さざえ、あわび、いせえび

各県で検挙した事例は、別添資料をご覧ください。

2 漁業法の改正について

令和2年12月1日から施行された改正漁業法では、新たな制度の導入、罰則の大幅強化等が行われました。

新たな制度(特定水産動植物)

許可、漁業権等に基づかず特定水産動植物を採捕

【特定水産動植物】あわび、なまこ

【罰則】3年以下の懲役又は3000万円以下の罰金

漁業権侵害の罪(罰則強化)

漁業権の対象となる水産動植物(いせえび、さざえ、はまぐり等)を権限なく採捕

【改正前】20万円以下の罰金

【改正後】100万円以下の罰金



3 海岸や磯場に行く皆さんへのお願い～“レジヤ－密漁”の防止のために～

検挙された人の多くが、磯遊びに来てアワビやサザエを採捕し、「少しくらいならいいだろう」「見つからなければいいんだ」等と自分勝手に考え、軽い気持ちで違反を犯しております。

漁業権のある区域では、サザエ 1 個だけを採捕しても罰金（100万円以下）が科されることもあります。

また、採ってはいけない大きさ（体長制限）や期間（禁止期間）、使ってはいけない道具などが各都道府県条例で決められており、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金等となる可能性もあります。

レジヤ－密漁は犯罪です！

季節が進み暖かくなると、海に遊びに行く機会が多くなります。

安易な考えから犯罪者にならないためにも、ルールを守って安全に磯遊びを楽しんで下さい

第三管区海上保安本部の各部署では、地域の漁業資源を守るため、各県水産当局等の関係機関と連携し、密漁防止に向け啓発活動や厳正な取締りを行っていきます。

愛します！守ります！日本の海

JCG
JAPAN COAST GUARD



＜令和2年違法採捕で検挙された事例＞ (罰則強化前の違反)

【茨城海上保安部】

被疑者(茨城県水戸市在住)は、令和2年4月24日、茨城県東茨城郡大洗町海岸先海面において、禁止漁具である「は具」を使用し、「はまぐり約270グラム」等を採捕し、漁業権を侵害した。【罰金10万円】

【銚子海上保安部】

被疑者(千葉県八街市在住)は、令和2年6月17日、千葉県銚子市地先海面において、「いせえび1匹(97グラム)」を採捕し、漁業権を侵害した。【罰金10万円】

【勝浦海上保安署】

被疑者(千葉県千葉市在住)は、令和2年1月16日、千葉県夷隅郡御宿町地先海面において、「いせえび2匹(304グラム)」を採捕し、漁業権を侵害した。【罰金10万円】

【横須賀海上保安部】

被疑者(神奈川県横浜市在住)は、令和2年8月29日、神奈川県三浦郡葉山町地先海面において、「さざえ35個(915グラム)」を採捕し、もって漁業権を侵害した。【罰金10万円】

【清水海上保安部】

被疑者(静岡県焼津市在住)は、令和2年3月22日、静岡県焼津市地先海面において、「いせえび1匹(271グラム)」を採捕し、漁業権を侵害した。【罰金10万円】

【御前崎海上保安署】

被疑者(静岡県御前崎市在住)は、令和2年8月12日、静岡県御前崎市地先海面において、「いせえび2匹(377グラム)」を採捕し、漁業権を侵害した。【罰金10万円】